

令和元年度第7回公立大学法人滋賀県立大学教育研究評議会 議事録

日時・場所： 令和元年10月1日（火）13：30～14：35 評議会室

出席者： 廣川理事長（議長）、青木副理事長、倉茂理事、山根理事、高橋理事、
井手環境科学部長、南川工学部長、宮本人間文化学部長、
伊丹人間看護学部長、鈴木教授、徳満教授、京樂教授、甘佐教授、
久保田事務局次長、笹田委員、馬場委員

欠席者： 澤委員

事務局： 山田総務課長、辻財務課長、小椋経営企画課長、澤村学生・就職支援課長、
郡田教務課長、土渕地域連携・研究支援課長、杉田課長補佐、堀江主任主事

令和元年度第6回公立大学法人滋賀県立大学教育研究評議会議事録（案）について
原案のとおり承認された。

議 題

審議事項

- 1 公立大学法人滋賀県立大学・大学院学則の改正および公立大学法人滋賀県立大学寄附講義規程の新設について

郡田教務課長より資料に基づき説明があった。審議の結果、原案のとおり承認され、公立大学法人滋賀県立大学・大学院学則については役員会に審議を委ねることとされた。公立大学法人滋賀県立大学寄附講義規程については令和元年10月1日から施行することとされた。

[主な意見・質疑等]

・公立大学法人滋賀県立大学寄附講義規程案の別記様式2について、卒業要件への算入を認めるかどうかを記入する欄があるが、参入を認めるかは、学部・学科毎に判断が異なるのではないか。

→別記様式2については、寄附講義の提案を受けた部局が教授会等の審議を経て提出するものである。ご指摘の部分については、所属学部の学生が受講した場合に卒業要件への算入を認めるかどうか、という意味である。他学部の学生が受講した場合は、他学部他学科科目受講の扱いとなる。

- 2 公立大学法人滋賀県立大学動物実験等に関する規程および公立大学法人滋賀県立大学動物実験委員会規程の改正について

土渕地域連携・研究支援課長より資料に基づき説明があった。審議の結果、原案のとおり承認され、公立大学法人滋賀県立大学動物実験等に関する規程については令和元年10月1日から、公立大学法人滋賀県立大学動物実験委員会規程については令和2年4月1日から施行することとされた。

[主な意見・質疑等]

・動物実験委員会規程関係

委員について、各学部より1名選出から、委員長による指名に変更されているが、学部で選出する必要はなくなるのか。

→従前通り、各学部から推薦いただいた方を委員長が指名するという方法を考えている。